

特定不妊治療費と一般不妊治療費があります。
一般不妊治療費の場合は、書類が異なりますのでご注意ください。

岡崎市 特定不妊治療費補助金を申請される方へ

特定不妊治療費補助金交付とは

特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）以外の方法では妊娠の見込みがないかまたは極めて少ないと医師の診断を受けた夫婦に対し、治療に要する費用の一部を補助することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする制度です。

特定不妊治療後でも一般不妊治療の申請は可能です。

補助対象治療

- (1) 体外受精及び顕微授精に要する医療保険が適用されない治療費用の一部。
- (2) 精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合で、医療保険が適応されない手術代及び精子凍結料を対象とします。（特定不妊治療の一環として行ったことが前提で、特定不妊治療の申請と同時申請が必要です。ただし、採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合に限り男性不妊治療費のみで申請できます。）
検査料、凍結した精子の保存料（管理料）、文書料、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費は助成対象外です。

注意点

次の(1)～(3)に該当する治療は除きます。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子または胚の提供による不妊治療
- (2) 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）
- (3) 借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、第三者が妻の代わりに妊娠、出産するもの）

補助対象者

次の条件すべてに該当する方

- (1) 法律上の夫婦
- (2) 申請する治療の治療期間初日の妻の年齢が **43 歳未満の方**
- (2) 夫婦またはどちらか一方が岡崎市に住民登録がある方
- (3) 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断され指定医療機関で治療を受けた方
- (4) 夫婦合算の所得額が **730 万円未満** であること。

4 月・5 月の申請は平成 29 年度（平成 28 年分）

6 月～3 月の申請は平成 30 年度（平成 29 年分）

ご注意ください！

市民税・県民税の申告はお済みですか？未申告の方は、所得額の確認が出来ず、申請が不承認となることがあります。未申告の方は、市役所市民税課へお問い合わせください。

所得額の算出方法は、
4 ページをご確認ください。

補助額と補助回数

1 夫婦につき 1 回の上限 15 万円、初回の治療に限り上限 30 万円、「以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施」及び「採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止したもの」については、**上限 7 万 5 千円。（千円未満は切り捨て。）**

男性不妊治療費は上限 15 万円。ただし、「以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施」を除きます。

申請回数は初めて申請した治療期間初日の妻の年齢が 40 歳未満の場合は通算補助回数を 6 回まで、40 歳以上 43 歳未満の場合は通算補助回数を 3 回までとする。（どの治療も治療期間初日の妻の年齢が 43 歳未満であるものが対象です）

ただし、前の住所地で既に補助を受けている場合は、その補助回数を含みます。

申請期日

**治療期間の終了日が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの方
平成 31 年 3 月 29 日（金）までに申請してください。**

*ただし、治療期間の終了日が平成 31 年 3 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの方は、平成 31 年 5 月 7 日（火）まで申請ができます。

治療終了後、速やかに申請してください。年に複数回申請する場合も、1 回の治療ごとに申請してください。

申請書類等

申請書等に消えるペンでの記入はご遠慮ください。

岡崎市不妊治療費補助金交付申請兼実績報告書

岡崎市特定不妊治療費助成事業受診等証明書（指定医療機関で証明してもらったもの）

医療機関発行の「領収書」（原本）とそのコピー

印鑑（認め印で結構です。スタンプ印・ゴム印は不可）

申請者名義の振込先口座番号の分かるもの（振込先は申請者名義の口座に限ります）

個人番号カードまたは通知カード（夫婦 2 人分）

来所される方（夫婦どちらかに限る）の**身元確認書類**¹

¹身元確認書類 ・ 1 点で確認できるもの（顔写真つきの官公庁発行物）

運転免許証、パスポート、在留カード 等

・ 複数で確認するもの 健康保険証、診察券、国民年金手帳、年金証書 等

その他

夫婦が同一世帯でない場合：法律上の婚姻関係にあることを証明できる戸籍謄本など続柄の分かる書類

夫婦ともに外国人であり住民票で婚姻関係が確認できない場合：婚姻証明書若しくは、領事館、大使館、本国等が婚姻を証明する公的な書類

申請と交付の流れ

- (1) 申請書類を岡崎市保健所へ提出
- (2) 交付の可否や補助金額を審査します。審査の結果により、不交付（補助不可）や申請額と補助額が異なる場合があります。
- (3) 決定（交付又は不交付）通知を送付
- (4) 交付決定となった申請者の指定口座へ補助金の振り込み
（申請から結果通知まで、2 か月程度かかることがあります。）

その他

確定申告（医療費控除）をする前に、補助金交付申請の手続きを行なってください。

記入見本

様式第 1 号

岡崎市不妊治療費補助金交付申請兼実績報告書（一般・**特定**）

平成 30 年 7 月 3 日

（宛先）岡 崎 市 長

申請者	(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日 (年 齢)			
	個人番号					
夫	(おかざき たろう)		昭和 平成	50 年 5 月 5 日 (43 歳)		
	岡崎 太郎					
	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0					
住所	岡崎市若宮町 丁目×× コーポ 202					
妻	(おかざき はなこ)		昭和 平成	54 年 8 月 14 日 (38 歳)		
	岡崎 花子					
	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1					
住所	<input checked="" type="checkbox"/> 夫に同じ					
電話 <small>（日中、連絡のとれる番号をご記入ください）</small>	- -					
平成 30 年 1 月 1 日現在の住所地はどちらでしたか。 （夫）岡崎市・市・海外 （妻） 岡崎市 ・市・海外						
過去に不妊治療費の補助金を受けたことがありますか ない ・ ある（ 一般・特定 ） 補助金を受けた自治体は（一般）岡崎市・市・（特定）岡崎市・都道府県・市						
領収金額計		申請額（男性不妊治療分除く）金 300,000 円				
金 550,510 円（男性不妊治療分除く）		申請額（男性不妊治療分）金 150,000 円				
金 324,000 円（男性不妊治療分）		申請額合計 金 450,000 円				
振込先	金融機関の名称	〇〇 銀行 信用金庫 農業協同組合			本店 支店 出張所	支店番号 1 1 1
	預金種別	普通 当座	口座番号	1	2	3
	(ふりがな) 口座名義人	おかざき はなこ 岡崎 花子				

関係書類を添えて不妊治療費補助金の交付申請兼実績報告をします。

なお、不妊治療費補助金交付に係る別紙（裏面）説明書の事項について全て同意します。

夫 岡崎 太郎 (印)

妻 岡崎 花子 (印)

夫及び妻が自署又は記名押印すること。

所得額の算出方法

以下の方法により算出された夫及び妻それぞれの所得額の合計額が730万円未満の方が対象となります。

計算された所得額がマイナスになる場合は、0円となります。

< 所得額算出表 >		夫の所得	妻の所得
a	合計所得金額 < 市民税・県民税課税証明書 >	円	円
控除額	b 児童手当施行令第3条第1項の控除額	80,000円	80,000円
	c 雑損控除額	円	円
	d 医療費控除額	円	円
	e 小規模企業共済等掛金控除額	円	円
	f 障がい者控除 該当者1人につき27万円	円	円
	g 特別障がい者控除 該当者一人につき40万円	円	円
	h 勤労学生控除 該当する場合27万円	円	円
	i	控除額合計 上記のbからhまでの合計	円
所得額 上記aから、控除額合計iを引いた額		円	円

課税証明書で所得額を確認されるかたは、市役所東庁舎1階税証明窓口、3階市民税課及び各支所で交付できます。岡崎市では、税証明交付申請書の使いみち欄の「不妊治療(民間除く)」にチェックを入れて頂くことで、手数料が無料になります。

① + の合計が
730万円未満であれば該当となります。

- ・所得については、上記のように控除など政令で細かく規定されていますので、ご自分での確認はあくまで目安としてください。
- ・申請対象にもかかわらず、対象でないと勘違いして申請しなかった場合でも、さかのぼって申請はできません。

a 合計所得金額	源泉徴収票の場合：「給与所得控除後の額」欄
	確定申告書の控えの場合：「所得金額の合計」欄
	所得証明書の場合：「平成 年分の所得金額」欄
c 雑費控除	本人や生計を一にする配偶者その他の親族で、前年の総所得金額が38万円以下である方が、災害や盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合や、本人がやむを得ない支出をした場合の控除
d 医療費控除	本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために、支払った医療費がある場合の控除
e 小規模企業共済等掛金控除	本人が小規模企業共済制度に基づく掛金(旧第2種共済掛金を除く)、または確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障がい者扶養共済の掛金を支払った場合の控除
f 障がい者控除	該当年の12月31日現在で本人または控除対象配偶者、扶養親族が障がい者である場合の控除
g 特別障がい者控除	障がい者のうち、心身障がい者手帳1・2級の方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、療育手帳A判定の方など
h 勤労学生控除	本人が学生または生徒で、前年の合計所得金額が65万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得金額が10万円以下である場合の控除

問合せ先 申請手続きなど、わからないことがありましたらご相談ください。

岡崎市保健所 健康増進課 母子保健2係 電話 0564-23-6180 FAX 0564-23-5071

H30.7